

自然本来の力を活かす 「滋賀のいのちの^も守り」

—— 生物多様性しが戦略 ——

(概要版)



平成27年 (2015年) 3月

滋賀県

自然本来の力を活かす「^も滋賀のいのちの守り」

—— 生物多様性しが戦略 ——

(概要版)

戦略策定の背景

生物多様性とは

- ◆ さまざまな生息・生育環境
- ◆ 多様な種の生物が生息・生育
- ◆ 同種の中での地域性や個性

生物多様性の価値とは

- ◆ 食料や木材等の自然の恵み
- ◆ 災害防止、安全な飲み水の確保等
- ◆ 文化や芸術の対象、鮎ずし等
- ◆ 生命の生存基盤、光合成による酸素供給等



生物多様性の危機

- ◆ 野生生物の捕獲など、直接的な人間活動による危機
- ◆ 里山の荒廃など、自然への働きかけの縮小による危機
- ◆ 外来種など、人間により持ち込まれたものによる危機
- ◆ 地球温暖化などの地球規模の環境変化による危機



理念と基本的な姿勢

理念

自然本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ「^もいのちの守り」

「^も守り」：人が自然を管理するという人間中心の考え方ではなく、自然の状態をよく見ながら自然本来の力にゆだね、人間は必要な手を加えるという考え方

基本的な姿勢

- (1) 暮らしと自然とのかかわりに着目する
- (2) 滋賀の地域特性を活かし広域的な視点をもつ
- (3) 生物多様性の理解と保全行動を促す



目標とする将来像

長期目標 平成62年（2050年）

滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人々が共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。

短期目標 平成32年（2020年）

- 1 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。
- 2 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。
- 3 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広がっている。

目標達成に向けた行動

短期目標 1

- 野生生物の保護、外来種を含む野生生物の管理、飼養・栽培生物との適切な関係の構築
- 生息・生育地の保全・復元、連続性の回復、生息・生育環境に対する影響の低減



短期目標 2

- 地域資源の活用、地産地消の推進
- 社会経済活動に生物多様性の組込



短期目標 3

- 生物多様性の理解を広めるための取組
- 人材育成、ネットワークの構築
- 情報・知識の収集・分析と統合

取組の推進

主体ごとの役割

- 県** : 施策の推進と多様な主体による活動の支援
- 市町** : 地域に対応した戦略の策定や施策の展開、地域活動の支援
- 県民** : 生物多様性に対する理解と行動
- NPO 等の団体** : 保全・調査活動、地域におけるアドバイザー
- 事業者** : 企業活動における環境負荷低減の促進
- 教育・研究機関** : 環境教育等により理解を促す取組、調査・技術開発等





すから
菅浦 (長浜市)



ちくぶ
竹生島とヨシ原 (長浜市)



トチノキ巨木 (高島市)



はた
畑の棚田 (高島市)



伊吹山のお花畑 (米原市)



西の湖の水郷めぐり
(近江八幡市)



鮭ずし



【編集・発行】

滋賀県琵琶湖環境部

自然環境保全課 生物多様性戦略推進室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3483 FAX : 077-528-4846

HP: <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/shizenkankyo/>